

埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)(案)に係る県民コメント意見と県の考え方

1 意見募集期間

令和2年8月19日～9月18日

2 意見の提出者数及び意見件数

113件(個人24、団体7)

3 御意見及び反映状況

区分	件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	0
B 既に案で対応済みのもの	2
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	75
D 意見を反映できなかったもの	36
E その他	0
合計	113

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
<b>保険税の賦課徴収について</b>				
1	所得300万円未満の世帯の国保税額は世帯所得の1割を超えないようにすること。	5	低所得世帯に対しては保険税の軽減措置が設けられており、市町村が軽減を行った際の財源の4分の3を県も負担しています。また、低所得者数に応じた市町村への財政支援を国と県で行っていますが、さらなる公費拡充を引き続き国に要望していきます。	C
2	担税力のある人が多く払う累進課税、所得割中心にすべき。	5	応能割と応益割の割合については、15ページの「標準保険税率の算定方法」で記載した方法で設定し、保険税水準の統一に向けて、応能応益割合の統一を目指すこととします。	D
3	所得割中心にすべき。	2	応能割と応益割の割合については、15ページの「標準保険税率の算定方法」で記載した方法で設定し、保険税水準の統一に向けて、応能応益割合の統一を目指すこととします。	D
4	応能割、応益割の平準化は論外である。	4	応能割と応益割の割合については、15ページの「標準保険税率の算定方法」で記載した方法で設定し、保険税水準の統一に向けて、応能応益割合の統一を目指すこととします。	D
5	所得を生まない子供への賦課は極力さけるべき。県として多子減免、軽減措置等の制度を作ってほしい。	7	子供に対する保険税軽減措置については、医療保険制度全体のあり方を検討する中で、国で議論されるべきものと考えており、全国知事会と連携しながら国に対応を要望していきます。	C
6	保険税や一部負担金の減免の拡充について、運営方針に明記すべき。	4	減免措置については、各市町村の判断で行うものとなっております。なお、保険税水準の統一に向けて、減免基準のあり方について現状や課題を整理していくこととします。	C

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
7	保険税や一部負担金の減免を拡充すべき。	3	減免措置については、各市町村の判断で行うものとなっております。なお、保険税水準の統一に向けて、減免基準のあり方について現状や課題を整理していくこととします。	C
8	国保加入者が誰でも払える水準の保険税とすること。	5	被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
9	所得が生活保護基準以下あるいはその近辺の方について、保険税の減免制度を設けるべき。	3	減免措置については、各市町村の判断で行うものとなっております。なお、保険税水準の統一に向けて、減免基準のあり方について現状や課題を整理していくこととします。	C
10	均等割を廃止して賦課限度額を大幅に引き上げた場合、国保税の負担状況がどうなるのかデータを示してほしい。	1	法律上、所得割、均等割は賦課方式として必ず採用しなければならないため、均等割を廃止することはできません。また、賦課限度額は法定の限度額を超えて引き上げることはできません。	D
11	税負担の公平さから高額所得者に応分の負担を求めるべき。	1	現状でも所得に応じた保険税の賦課を行っていますが、法律及び条例で賦課限度額が定められているため、高額所得者であっても賦課限度額が負担の上限となります。	D
12	生活実態を無視した税を設定し、払えないと厳しく取り立てるのは理不尽である。	1	滞納世帯に対しては、納税相談等を通じて、個々の生活実態や保険税を納めることが可能かどうか把握した上で対応を決めるよう、市町村に対して指導・助言をしています。	C
13	激変緩和措置について期限を切って保険税を上げていくというのは、払えない人を増やすやり方と思う。	1	激変緩和措置は、平成30年度からの国保の新制度移行に伴い保険税の急激な上昇がある場合にそれを抑制するために実施しているものです。	D
14	統一減免基準を設けるべき。	1	減免措置については、各市町村の判断で行うものとなっております。なお、保険税水準の統一に向けて、減免基準のあり方について現状や課題を整理していくこととします。	C
15	滞納者に配慮した対応を強めるような文言を入れてください。	1	運営方針に明記はしませんが、滞納世帯に対しては、納税相談等を通じて、個々の生活実態や保険税を納めることが可能かどうか把握した上で対応を決めるよう、市町村に対して指導・助言をしています。	C
16	国保税等を払うと現金が手元に少なくなり、医療にかかれぬ実態になっていることを運営方針案に加筆してほしい。	1	運営方針に明記はしませんが、被保険者の負担軽減のため国に国庫負担の引上げを引き続き要望するとともに、安心して医療を受けられるよう制度の安定的な運営に努めます。	C
17	収納率向上のみの人材育成ではなく、納税者の相談にも乗れるスキルアップにしてほしい。	1	滞納世帯に対しては、納税相談等を通じて、個々の生活実態や保険税を納めることが可能かどうか把握した上で対応を決めるよう、市町村に対して指導・助言をしています。	C

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
18	保険税を払えない要因の一つが応益負担に基づく均等割である。低所得者に対して払えないほどの税を課すのは、国民健康保険の目的に反する。	1	低所得世帯に対しては、均等割・平等割の軽減措置が設けられており、市町村が軽減を行った際の財源の4分の3を県も負担しています。国に対しては、低所得者対策の拡充や定率国庫負担の引上げなどを引き続き要望していきます。	C
19	国保会計が赤字としても保険料を値上げするべきではない。	1	国保の安定的な財政運営のため、赤字は解消していくべきと考えます。なお、国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
20	当面はコロナ禍にあつて感染予防、安心して医療を受けられるため、資格証明書は発行しないことが必要。	1	資格証明書は、個別の納付相談等により、滞納者と接触する機会を設け、納付につなげるため、必要な手続きを経て、各市町村が発行するものです。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置については、別途とられています。	D
<b>保険税水準の統一について</b>				
21	国保の実態として、協会けんぽとの比較などを乗せ、保険税統一への土台を示すべきではないか。	2	御意見を参考にさせていただき、保険税水準の統一に向けて、市町村と丁寧な議論を重ねて取組を進めていきます。なお、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
22	保険税水準の変化を市町村ごとのシミュレーションを示し、統一の理念の共有とともに、メリット・デメリットなどを明らかにし、その対策など、各市町村との合意を作っていくべきではないか。	2	御意見を参考にさせていただき、保険税水準の統一に向けて、市町村と丁寧な議論を重ねて取組を進めていきます。	C
23	医療提供体制や医療費水準、所得水準に差がある中で、保険税水準の統一を目指すのは困難である。	4	医療費適正化対策などに取り組む中で、段階を踏んで課題解決に取り組み、保険税水準の統一を目指します。	D
24	保険税水準の統一というならば、公費負担を大幅に増やし、誰もが安心して払える額の保険税に統一すべき。	2	被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
25	保険税水準の準統一を自治体独自の支援を無視して行うのは無理があり、税収引上げのための徴収強化に繋がりにくい。	1	保険税水準の準統一には、市町村が行っている一般会計からの法定外繰入れ解消が前提条件になると考えます。保険税の徴収に当たっては、納税相談等を通じて、個々の生活実態や保険税を納めることが可能かどうか把握した上で対応を決めるよう、市町村に対して指導・助言をしています。	D
26	全国では多くの自治体がゆるりと進めているのに、埼玉県は保険税水準の統一をなぜそんなに急ぐのか。	1	目標年度を設定して段階的に進めていくことを運営方針に明記することで、保険税水準の統一に向けた課題整理、解決に取り組むことを促進するものです。	D
27	二次医療圏ごとの検討を採用せず、医療サービスの格差がある中、統一を進めるならその経緯を加筆してください。	1	本県の医療費水準の格差は全国的に見ても小さい水準にあるため、二次医療圏ごとの統一ではなく、全県での統一を目指すこととしています。	D

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
28	$\alpha$ の値を引き下げるとあるが、医療サービス格差、所得格差など、どうしていくかその見通しを入れてください。	1	引き続き、全県的に医療費適正化対策などに取り組み、医療費水準の格差縮小を図っていきます。 なお、本県の医療費水準の格差は全国的に見ても小さく、医療費水準を反映させる指数である $\alpha$ を段階的に引き下げることによる影響は少ないと考えています。	D
29	段階を踏んで課題解決に取り組むとあるが、できなければどうするのか。すべての課題を解決してから行うべきではないか。	1	11ページの「保険税水準の統一について」にあるように、市町村と丁寧な調整をして少しずつ課題解決に取り組みながら、段階的に統一を進めていきたいと考えています。	D
30	保険税水準の統一については、新型コロナ禍の影響が2021年度に及ぶと予測されるので、第3期に向けた課題とすべき。	1	新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、11ページの「保険税水準の統一について」にあるように、目標年度を設定して段階を踏んで保険税水準の統一に向けて取り組んでいきます。	D
31	保険税水準の準統一を目指すとしているが、各自治体における現状を加味し、自治体の独自性を認めるべき。	1	保険税水準の統一に向けては、市町村と丁寧な調整、議論を重ねた上で、段階を踏んで課題解決に取り組んでいきます。	D
32	準統一の具体的な姿がよくわかりません。統一というのは平均に合わせるのか。高い方に合わせるのか。低い方に合わせるのか。制度の趣旨に沿うなら、被保険者の負担が増える方向での統一は避けるべき。	1	準統一は、15ページの「標準保険税率の算定方法」に基づき算定した都道府県標準保険税率を基準として、標準的な収納率と比較して市町村の収納率の高い場合は税率を低く、収納率が低い場合は税率を高くし、収納率格差の分だけ保険税率に差が生じる状態を指します。 なお、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
33	国保料の統一をやめてほしい。	1	平成30年度に国保財政運営が都道府県化されてから3年目を迎え、その趣旨の深化を図る観点から、保険税水準の統一についての項目を設け、段階を踏んで統一を目指すことにしたものです。	D
34	払える保険税水準を引き下げる構造的問題の解決なしに、性急に保険税水準を統一することには反対である。第1期では「当面統一の保険税水準としません」としていた方針からの大きな転換について県民への説明が不十分である。医療費水準の低い市町村への影響、健診などの事業などの影響などについて、市町村や県民への説明を尽くす必要がある。	1	平成30年度に国保財政運営が都道府県化されてから3年目を迎え、その趣旨の深化を図る観点から、第2期の運営方針では保険税水準の統一についての項目を設け、段階を踏んで統一を目指すことにしたものです。統一に向けては、市町村と丁寧な調整を行いながら進めていきます。 なお、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
<b>赤字解消について</b>				
35	赤字解消については、国から必要な公費負担がされてから考えるべき。	2	国保の安定的な財政運営のため、赤字は解消していくべきと考えます。なお、国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
36	国保は社会保障であり、黒字だけを目指すことは制度の趣旨に照らしても不適切である。	2	国保の安定的な財政運営のため、赤字は解消していくべきと考えます。	D



番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
37	平成30年度決算によれば、削減すべき赤字のなかでは「保険税の負担緩和を図るため」の削減幅が一番大きい。これは大きな問題と思われる。埼玉県がどういう状況かわからないが、国保の構造的問題を解決する方向と逆行しているのではないか。	2	国保の安定的な財政運営のため、保険税の負担緩和を図るための法定外繰入れも含めて、赤字は解消していくべきと考えます。 なお、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
38	それぞれの市町村の判断を尊重すべき。年度目標の設定が困難な場合、これまでと同様に各市町村の判断を県は認めるべき。	1	保険税水準の準統一には、市町村が行っている一般会計からの法定外繰入れ解消が前提条件になるため、令和8年度までの赤字解消を目指すこととしたものです。	D
39	決算補填等以外の目的の法定外繰入れについて、国保法44条、77条で定められた減免の補填に活かすべき。運営方針の中に加筆してください。	1	法定外一般会計繰入金のうち決算補填等以外の目的に該当するものは、7ページに列記しています。	B
40	赤字削減・解消の目標年次の設定や収支計画書の作成については、新型コロナ禍の影響が2021年度に及ぶと予測されるので、第3期に向けた課題とすべき。	1	新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、赤字市町村については計画的な赤字削減、赤字ではない市町村については健全な財政運営を目指していきます。	D
41	県民の命を守るために、法定外繰入れ解消を拙速に決めるのはやめてほしい。	1	国保の安定的な財政運営のため、法定外繰入れは解消していくべきと考えます。なお、被保険者の負担軽減、国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
42	今でさえ高すぎる国保税が、法定外繰入れをできないようにしてしまえば、さらなる値上げにつながる。	1	国保の安定的な財政運営のため、法定外繰入れは解消していくべきと考えます。なお、被保険者の負担軽減、国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
43	赤字削減・解消計画の取組について、コロナ禍にあって先が見通せない中での実施には反対である。	1	新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、赤字市町村については計画的な赤字削減、赤字ではない市町村については健全な財政運営を目指していきます。	D
<b>国庫負担の引上げについて</b>				
44	国庫負担を50%以上にすべき。	7	国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
45	被用者保険並みの保険料負担とするため、全国知事会が要望するように、1兆円の公費負担増額を国に要望すべき。	5	被保険者の負担軽減、国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
46	国保の保険税負担を、協会けんぽ並みにしていくことを求める。	3	被保険者の負担軽減、国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
47	国に対して財政支援の更なる拡充を強く求めると明記する。	1	運営方針に明記はしませんが、国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
<b>運営方針策定の延期について</b>				
48	コロナ禍の終息が見通せない中、第2期運営方針の検討を当面延期し、現行方針を維持すべき。	2	この運営方針は、今後3年間、県と市町村が国保を共同運営していく上での基本方針となるものであるため、策定を延期せず、令和2年度中に策定しました。運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症の動向を注視していきます。	D
49	国保財政運営の見直しを策定するのであれば、コロナ禍の今後の対応を含めて基本方針とすべきである。新型コロナに対応する基本方針が策定できないのであれば、第2期方針の検討を1年程度延期して検討することが必要ではないか。	1	新型コロナウイルス感染症が国保財政に及ぼす影響については、現時点で見込むのが困難であり、その旨を5ページの「財政の見通し」にも盛り込んだ上で、運営方針を策定しました。	D
50	現在コロナ禍にあることから、県国保運営方針の第2期は、第1期方針を踏襲し大きな変更は行わないこと。	1	この運営方針の策定に当たっては、国の策定要領を踏まえ、現行方針の中間見直しと位置付け、見直しを行っています。 なお、運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症の動向を注視していきます。	D
<b>その他</b>				
51	国保は社会保障である旨を明記すべき。	4	国保は社会保障であることは国民健康保険法に定めてあり、同法に基づき運営方針を策定しているため、改めて明記はしませんが、引き続き同法の趣旨を踏まえ、安定的な制度運営を行っていきます。	C
52	県民の暮らしを守る、税負担の公平さを守る、社会保障として国が必要な負担をするなど、県として国に改善を強く主張することを求める。	1	被保険者の負担軽減、国保財政の基盤強化のため、低所得者対策の拡充、定率国庫負担の引上げ等について、引き続き国に要望していきます。	C
53	社会保障制度の目的から逸れて「相互扶助」とされている。国民健康保険法第1条の目的に沿った運営方針策定を要望する。	1	引き続き国保制度の趣旨を踏まえ、安定的な制度運営を行っていきます。	C
54	全国知事会は国保制度を持続可能にするために、定率国庫負担の引上げ、子供の均等割保険料の軽減などを要求し、窓口負担についても自治体の負担軽減の努力に対するペナルティの全面中止、国による子供の医療費の無料化などを要望している。全国市長会も同趣旨の提言を掲げている。運営方針はぜひこれらの提言を生かしてください。	1	被保険者の負担軽減、国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げ、子供に対する均等割軽減措置の導入等について、引き続き国に要望していきます。	C
55	全国知事会として国に意見書を上げられるように働きかけをお願いしたい。	1	国保財政の基盤強化のために必要な財源確保などについて、引き続き全国知事会と連携して国に要求していきます。	C
56	コロナ禍で、今後の国保世帯の所得がどの程度減るのか見通せないことなど、国保財政の見通しは不透明であることに触れる必要があるのではないかと。	1	新型コロナウイルス感染症が国保財政に及ぼす影響について、現時点で見込むのが困難である旨を5ページの「財政の見通し」に盛り込みました。	B
57	地域によって医療従事者の数、被保険者の健康状態には違いがあり、さらに所得格差が受診抑制につながっている。そういう地域の実情にあった支援策を講じないと、県民の健康「格差」を生み、「同等のサービス」とならない。	1	今後の国保運営の参考とさせていただきます。	C

番号	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
58	今回のコロナ禍では、医療提供体制のぜい弱性が大きな問題となった。埼玉県としてコロナ禍から何を学んだか？ 県民の命と健康を守る具体的施策は何が必要か。そしてその内容を県民に知らせる必要がある。	1	今後の国保運営の参考とさせていただきます。	C
59	医療保険制度を将来的には一つにして、国が保険者となり、責任もって運営することを国に意見具申してほしい。	1	将来的には、国の責任の下に、被用者保険も含めた全ての医療保険制度を一元化するとともに、そのための議論を早期に開始するよう、引き続き国に要望していきます。	C